

取手市では、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めるとともに、定住化促進住宅補助制度を設け、市内での新たな住宅取得や既存住宅のリノベーション、シニア世帯の持ち家活用による住み替えなどの支援を進めています。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための耐震性や省エネルギー対策、構造躯体の劣化対策などが講じられた住宅です。長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定を受けた住宅は、税の特例措置や住宅ローンの供給支援が受けられます。

設計住宅性能評価書

マンションを購入する場合には、住宅性能表示制度に基づいて、住宅性能評価機関による住宅の設計図書の審査結果を表示した設計住宅性能評価書が必要となります。

当制度において、マンションの設計住宅性能評価書で満たすことが求められる項目と等級は以下のとおりです。

(全て満たすことが必要)

- ・4-1維持管理対策等級(専用配管)が2以上
- ・4-2維持管理対策等級(共用配管)が2以上
- ・5-1断熱等性能等級が4または5-2一次エネルギー消費量等級が4以上
- ・9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)が2以上
- ・9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)が2以上

敷地内緑化基準

敷地面積の5%以上を、植栽や生け垣などで緑化してください。
例…200平方メートルの敷地の場合
200平方メートル×5%=10平方メートル(緑化が必要な面積)

○生け垣

長さに1メートルを乗じた面積を緑化面積とすることができます。
(例…生け垣の長さが12メートルの場合、緑化面積は12平方メートル)

○樹木

樹木の植栽時の高さにより、高木(3メートル以上)、中木(1.5メートル以上)、低木(中木に満たないもの)に分けられ、1本当たり、高木は3平方メートル、中木は1平方メートル、低木は0.5平方メートルの緑化面積に換算できます(樹木の組み合わせによる加算があります)。

○その他の植物

緑化されていると認められる面積を緑化面積とします。
(例…芝などは表土がおおわれている面積が緑化面積)

※緑化すべき面積5平方メートルごとに、高木または中木を1本植栽してください。

(例…緑化が必要な面積が8平方メートルの場合、高さ1.5メートル以上の樹木を1本植える必要あり)

リノベーション工事内容

| 住宅の部分等 | 工事内容 |
|--------|---|
| 屋根 | ふき替え・塗り替え等の修繕、断熱、雨どい・ベランダ・バルコニー等の修繕 |
| 外壁 | 張り替え・塗り替え等の修繕、断熱 |
| 内壁・天井 | 張り替え、塗り替え等の修繕、断熱、間取りの変更、バリアフリー化 |
| 床 | 張り替え、塗り替え等の修繕、断熱、バリアフリー化 |
| 階段 | 増設、移設、修繕、バリアフリー化 |
| 建具 | 増設、交換、修繕、断熱、バリアフリー化 |
| 設備 | ユニットバス・キッチン・トイレ・洗面化粧台等の衛生設備の新設、増設、交換、修繕 |
| 増築工事 | 住宅の居住用床面積を増加させる工事 |
| その他 | 上記の工事の付帯工事 |

・耐震改修工事の費用を含めることはできません。



緑豊かでゆとりある住宅地「ゆめみ野」



市民の交流と健康・子育てを支援する「取手ウェルネスプラザ」

都心へのアクセス



Welcome to Toride
取手市の魅力が
お迎えます!



夏の夜空を彩る大花火



生産者の顔が見える豊富な食材



芸術に出会う街なみ

補助適用期間 令和3年3月31日まで

○問い合わせ先

取手市役所 都市計画課

〒302-0025 茨城県取手市西2-35-3

TEL 0297-74-2141(内線3113)

URL <http://www.city.toride.ibaraki.jp>



とりでスマイル住まえる支援プラン

取手市定住化促進住宅補助制度

茨城県取手市

